東京都消防広域化推進計画

平成20年3月策定(平成21年3月一部改正)

東 京 都

「東京都消防広域化推進計画」の策定について

昭和23年3月に消防組織法が施行され、市町村が消防事務の責任を負う自治体 消防制度が発足しました。東京都においては、多摩及び島しょの市町村は独自に消 防事務を担う一方、特別区の存する区域は、大都市制度の特例として消防組織法の 規定により東京都知事が一体的に管理することになりました。

しかし、多摩地域においても都市化の進展、人口増に伴い消防行政の需要が拡大 し、消防の広域化の必要性が高まってきました。そのため、昭和35年以降、多摩 の市町村は消防事務を逐次東京都へ委託し、その数は現在、24市3町1村となっ ています。

国においても、災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応できる市町村の消防体制の整備及び確立を図るため、平成18年6月に「消防組織法」の一部を改正し、自主的な市町村の消防の広域化を推進することとしました。

同年7月には、消防庁長官が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、 これに基づき各都道府県は、平成19年度内に「消防広域化推進計画」を策定する こととなりました。

東京都においても、国の方針を踏まえ、消防の広域化をさらに推進するため、このたび、「東京都消防広域化推進計画」を策定しました。

本計画において広域化の対象となる市町村は、平成20年度以降、「広域消防運営計画」の作成など、広域化に向けた取り組みを行い、平成24年度末を目途に広域化を実現することになります。

今後、東京都は、対象市町村に対し、広域化に向けた取り組みを促すため、情報 提供や相談体制の確保等の支援を行うとともに、国に対しても、広域化を図る上で 必要な助成が行われるよう要請してまいります。

平成20年3月31日

東京都消防広域化推進計画

第1 消防の現況及び将来見通し	
1 消防の現況 (1)消防の広域化の経緯 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1 3 6 7 8
2 / 1 / 2 / 3 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5	9 1 0
第2 消防の広域化の推進に関する基本的事項	
1 市町村における消防の広域化の必要性 (1)消防の広域化の必要性とメリット · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1 1 1
(1) 消防組織法で定められている消防の広域化に関する事項 · · · · (2) 広域化の定義 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13 13 13 14
第3 広域化の方式及び広域化対象市町村	
1 広域化の方式 2 広域化対象市町村	
(1)消防広域化の観点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 15 16
3 広域化の時期 ····································	17
4 島しょ町村消防への支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
第4 広域化後の市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保	【
1 消防団との連携確保2 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保	18 18
参考資料	19

第1 消防の現況及び将来見通し

1 消防の現況

- (1)消防の広域化の経緯
 - 昭和23年3月7日、消防組織法(昭和22年法律第226号)が施行され、 警視庁消防部が東京都全域を一体的に処理していた消防事務ついては、市町村 単位の自治体消防として、市町村それぞれが独自に消防責任を負うこととなっ た。ただし、特別区の区域については、消防組織法の規定により23区を一つ の市とみなし、東京都知事が管理することとされた。
 - このため、多摩及び島しょの市町村では、単独又は組合形態による消防本部を設立、若しくは消防本部を設置せずに消防団による対応を開始する一方、特別区の区域では東京都が東京消防本部を設立した。
 - (東京消防本部は昭和23年5月1日に東京消防庁に改称)
 - 昭和30年代に入ると、多摩地区における都市化の進展等に伴い、消防装備の充実強化が必要となり、昭和35年度に消防本部を設置する16市町から東京都が消防事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。以下同じ。)を受託した。
 - その後、昭和45年度に1市、昭和48年度に3市町、昭和49年度に9市 町村、昭和50年度に1市から東京都が消防事務を受託している(表1)。

表 1 東京都への消防事務委託状況

委託開始年月日	委 託 市 町 村 名
昭和35年4月1日	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、
	調布市、町田市、小金井市、小平町、日野町、
	国分寺町、国立町、田無町、保谷町(10市6町)
昭和45年4月1日	東村山市(1市)
昭和48年4月1日	福生市、羽村町、瑞穂町(1市2町)
昭和49年4月1日	狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、秋川市、五日市町、
	奥多摩町、日の出村、檜原村(5市2町2村)
昭和50年8月1日	多摩市(1市)
平成 7年9月1日	あきる野市(秋川市と五日市町の合併)
平成13年1月21日	西東京市(田無市と保谷市の合併)

[※]市町村名は委託開始時の名称

(2)消防の現状

- 現在は、東京消防庁が特別区と東京都へ委託している多摩地区の28市町村 を管轄し、単独消防は多摩地区では東久留米市及び稲城市の2市となっている。
- また、島しょでは、大島町、三宅村及び八丈町の3町村が消防本部を設置しているが、残る6村は消防本部を設置せず、非常備の消防団のみとなっている(図1、表2)。

表 2 消防本部の概要

(平成19年4月1日現在)

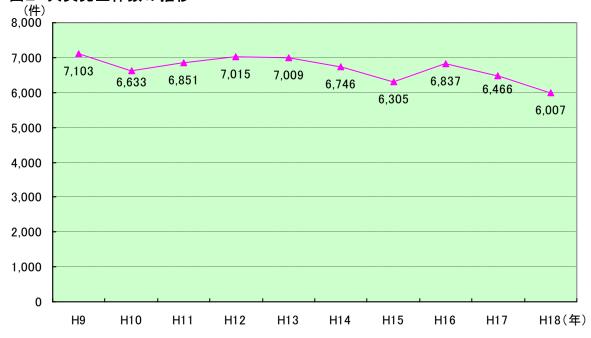
消防本部名	構成区市町村名	本部設置年月	人口	面積(km²)	職員数
東京消防庁	特別区(23区)、八王子市、立川市、 武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、 昭島市、調布市、町田市、小金井市、 小平市、日野市、東村山市、国分寺 市、国立市、福生市、狛江市、東大 和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、 羽村市、あきる野市、西東京市、瑞 穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町 (事務委託28市町村)	昭和23年 3月	12, 512, 690	1, 750. 81	17, 327
東久留米市	東久留米市	昭和45年 4月	115, 696	12. 92	122
稲 城 市	稲城市	昭和42年12月	79, 865	17. 97	74
大 島 町	大 島 町	昭和47年 4月	8, 878	91.06	24
三宅村	三 宅 村	昭和46年 4月	2, 890	55. 50	12
八丈町	八丈町	昭和48年 4月	8, 713	72. 62	23

(3)消防需要の動向

① 火災発生件数

〇 火災発生件数は、年間6千件から7千件の前後で増減を繰り返しているが、 平成17年、18年と2年連続で減少し、平成18年はここ10年間で最も少なく、平成9年と比べ15.4%の減となっている(図2)。

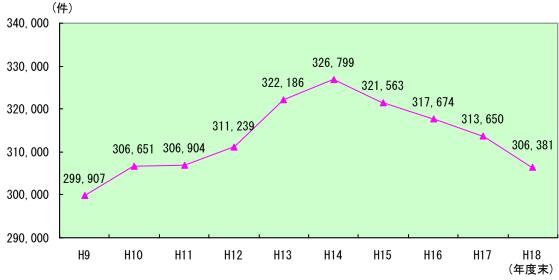
図2 火災発生件数の推移



② 防火対象物

○ 防火対象物※の数は、年々増加していたが、雑居ビルや工場・作業場などの減により平成14年度をピークに減少に転じ、平成18年度末時点では平成10年度末とほぼ同じ約306千件となり、ピーク時の平成14年度と比べ6.2%の減となっている(図3)。

図3 防火対象物の推移



③ 救急出動件数と救急隊数

- 救急出動件数は、平成18年中は約695千件で前年より微減したものの、 平成9年中と比べ42.3%増加している。
- 〇 一方、救急隊数は出動件数増に対応するため増強してきてはいるが、平成 18年4月現在234隊で、平成9年4月現在と比べ19.4%の増にとど まっている(図4)。

図4 救急出動件数と救急隊数の推移

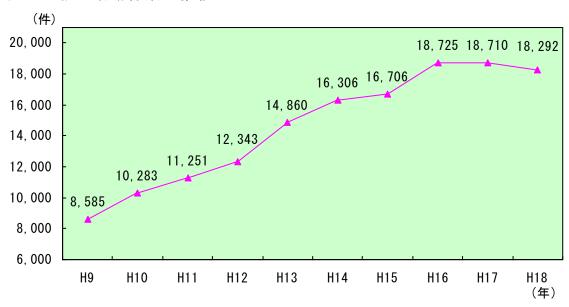


※防火対象物:学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防 火対象物等の防火対象物(消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1)

④ 救助活動件数

○ 救助活動件数は、階段が狭く搬出が困難な建物の増加などにより平成9年 以降大幅に増加し、平成16年には18,725件と平成9年の約2.2倍と なったが、平成17年から2年連続して微減している(図5)。

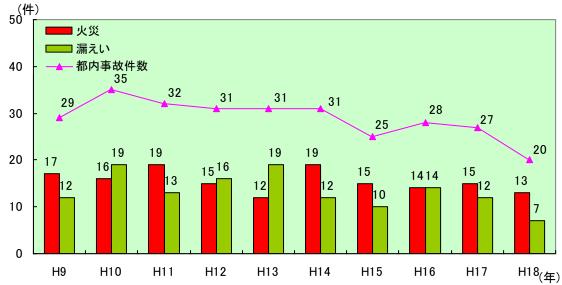
図5 救助活動件数の推移



⑤ 危険物施設等事故(火災・漏えい)の推移

○ この10年間の危険物施設等の事故件数は、火災・漏えいとも平成17年までは10件代で推移していたが、平成18年は漏えいが7件と10件を割り、火災、漏えいを合わせた事故件数は20件となり、この10年間では最も少なくなっている(図6)。

図6 危険物施設等事故(火災・漏えい)の推移



(4) 消防力の実情

- 〇 職員数や車両配置等について、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日付消防庁告示第1号)(以下「整備指針」という。)に基づく基準と現有状況を比較すると、東京消防庁は、署所数など各事項とも充足率は90%を超えているが、他の消防本部では、署所数や職員数、消防ポンプ車の充足率が低くなっている(表3)。
- 〇 また、この10年間の消防吏員数の推移をみると、東京消防庁は0.9%の 微減となっているが、東京消防庁以外の消防本部の消防吏員は11.4%の増と なっている(図7)。

表3 整備指針に基づく基準と現有状況

(平成18年4月1日現在)

	消防署所(分署・出張所)						消防ポンプ車		
消防本部名	基準	現 有 (所)	充足率 (%)	基準(人)	現有	充足率 (%)	基準(台)	現 有 (台)	充足率 (%)
東京消防庁	316	294	93. 0	19, 468	17, 774	91. 7	549	534	97. 3
東久留米市	4	3	75. 0	186	117	62. 9	7	4	57. 1
稲 城 市	3	1	33. 3	141	76	53. 9	6	1	16. 7
大 島 町	1	1	100.0	45	26	57. 8	1	1	100.0
三宅村	1	1	100.0	15	11	73. 3	1	1	100.0
八丈町	1	1	100.0	41	22	53. 7	1	1	100.0

(平成18年4月1日現在)

	は	しご自動	車	才	效急自動車	Ī	才	数助工作車	Ī
消防本部名	基 準 (台)	現 有 (台)	充足率 (%)	基 準 (台)	現 有 (台)	充足率 (%)	基 準 (台)	現 有 (台)	充足率 (%)
東京消防庁	90	85	94. 4	240	222	92. 5	80	74	92. 5
東久留米市	1	1	100.0	3	2	66. 7	1	1	100.0
稲城市	1	1	100.0	2	2	100. 0	1	1	100.0
大 島 町	0	0	1	2	2	100. 0	0	0	1
三宅村	0	0		1	1	100. 0	0	0	
八丈町	0	0	-	1	1	100. 0	0	0	-

図7 消防吏員数の推移

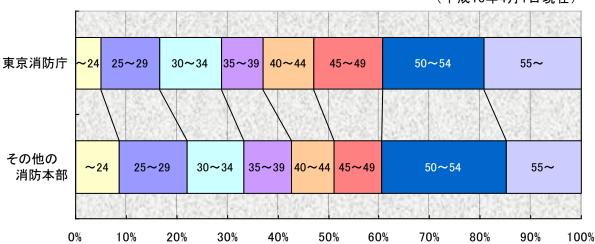


(5) 人事管理の状況

- これまでの消防力の強化や広域化、常備化の過程で年度別採用職員数が一定ではなかったことなどから、消防吏員の年齢別構成が偏っている。東京消防庁とその他の消防本部の双方とも、特に50歳以上の職員が約40%となっており、今後、これらの職員の大量退職を迎えるため、計画的な職員採用と効果的な教育訓練などの対応策を講じていく必要がある(図8)。
- また、職員数の少ない消防本部では、人事ローテーションの硬直化、補充要員の確保が困難なため、救急救命士の養成や各種教育訓練機会が十分でなく、人材育成や職員の士気高揚等の面で課題を抱えている(図8)。

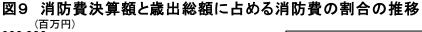
図8 消防吏員の年齢別構成

(平成18年4月1日現在)



(6) 消防費の決算状況

- 平成17年度の都内の消防費の決算額は2,188億5千万円となっている。 平成9年度と平成17年度の消防費を比較してみると、東京消防庁は8.3%の 減となっているが、その他の消防本部は3.6%の増となっている。
- 平成9年度から平成17年度の歳出総額に占める消防費の割合では、東京消 防庁は3.4%~3.7%とわずかな変動である。また、その他の消防本部も、平 成14年度、15年度の増加分(三宅村の島民一時帰宅用クリーンハウス整備 費)を除くと、3.5%~3.9%である(図9)。





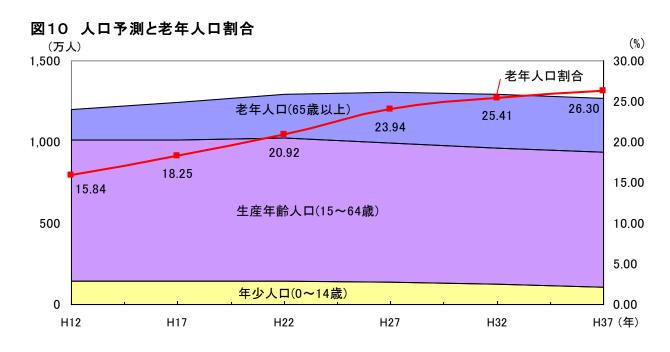
2 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し

- (1) 災害や事故の多様化及び大規模化
 - 東京都は、下表のとおり、様々な災害や大規模事故等に対応していかねばならない。このため、多数の部隊の投入と状況に応じた高度な資機材が必要となることから、小規模な消防本部では出動体制や保有資機材が必ずしも十分でないなど、対応が困難な状況となっている。

災害の種類	説明
地震	・日本は過去10年間でマグニチュード6.0以上の地震発生回数が世界の約2割を占める世界有数の地震国であり、南関東における今後30年間の大地震の発生確率は70%となっている。・都内には、大地震により倒壊し、また大規模な市街地火災の恐れがある木造住宅密集地域が広く存在している。
風水害	・地球温暖化の影響などにより、都内において集中豪雨の発生頻度が増しており、河川や下水道の処理能力を超えた雨水があふれ出す、都市型水害が度々発生している。・また近年では、台風の大型化により利根川等の大河川の氾濫による大規模災害も懸念されている。
土砂災害	・台地や山間のがけ地周辺にまで宅地化が進んだ結果、都内では 集中豪雨等の際に土砂災害を被る恐れのある地域が増大して いる。
大規模事故	・平成12年の日比谷線脱線事故や、昨年の渋谷区温泉施設爆発 事故など、これまで想定をしていない事故が発生している。
テロ	・世界各国でテロ事件が頻発するなか、東京もテロの標的となる 危険を有している。
新型インフ ルエンザ	・平成20年2月現在、高病原性鳥インフルエンザがトリからヒトに感染して死亡した人は230人を超えている。ウイルスが突然変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザが出現する可能性はかつてないほど高まっている。
火災	・平成14年のごみ処理施設火災などの特殊な火災の発生に加え、複合用途建物や高層ビルの火災も増加している。

(2) 人口減少時代への突入と高齢化の進行

- 日本の総人口は、平成17年国勢調査で戦後初めて減少に転じた。また、人口 動向の基調となる自然増減は漸減していることから、人口は減少局面にあると みられている。
- 〇 一方、東京都の平成17年国勢調査による総人口は1,258万人と、平成12 年国勢調査に比べ52万人、4.2%の増となった。
- 平成17年国勢調査結果を踏まえた東京都の人口予測では、平成27年には 1,308万人とピークを迎えるが、その後は減少に転じ、平成37年には 1,268万人と予測されており、東京都の人口が減少に転じるのは全国的な動 向よりも10年先となる見込みである。
- 〇 また、平成17年国勢調査による東京都の老年人口は230万人、総人口に 占める高齢者の割合(老年人口割合)は18.3%であるが、人口予測によると 平成32年には東京都の老年人口割合が25%を超え、都民の4人に1人が 65歳以上となるなど、ますます高齢化が進んでいく見込みである(図10)。
- 火災による死者数に占める高齢者の割合は近年増加しており、高齢化の進行 に伴い、今後も火災で死亡する高齢者の割合が増えていく恐れがある。
- 少子化の影響により、地域の消防を支える消防団員の担い手も減少する恐れがある。



第2 消防の広域化の推進に関する基本的事項

1 市町村における消防の広域化の必要性

- (1)消防の広域化の必要性とメリット
 - 消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務がある。
 - しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、 専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指 摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。
 - これらを克服するには、市町村において、住民サービスの向上、消防体制の 効率化、消防体制の基盤の強化のメリットが期待できる消防の広域化を推進す る必要がある(図11)。

(2) 東京都において広域化を検討する必要性

- 東京が直面する様々な災害や大規模事故等に対応し、都民の生命、身体及び 財産を確保しなければならない。
- 東京都においては、これまでも自主的に市町村において消防の広域化が進められてきたが、多摩地区では現在も2市(東久留米市、稲城市)が単独消防であり、管轄人口は11万人、8万人といわゆる小規模消防本部である。
- 〇 また、島しょ地区は、その地理的条件から多摩地区と単純に比較することはできないが、9町村のうち、消防本部を設置している3町村それぞれの管轄人口は約3千人から9千人であり、6村は消防の常備化を図っていない状況である。
- 都内の生産年齢人口(15~64歳)は平成22年をピークに減少に転じる とともに、総人口も、少子高齢化の進展により平成27年をピークに減少局面 に入る。

各消防本部の管轄人口は減少するが、地域の消防を支える消防団員の担い手 も大きく減る恐れがある。

○ このような消防を取り巻く環境の変化や見通し等に鑑み、広域化が図られていない多摩の2市及び島しょの9町村の消防の広域化について、以下で検討する。

2 消防組織法における広域化の基本的考え方

- 国は、平成18年6月に消防組織法を一部改正し、「第4章 市町村の消防の 広域化」として、消防の広域化の基本的理念及びその推進の枠組みに関する規定 を追加した。
- また、同年7月には、消防組織法第32条第1項の規定に基づき、「市町村の 消防の広域化に関する基本指針(平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指 針」という。)」を定めた。

(1) 消防組織法で定められている消防の広域化に関する事項

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義〔第31条〕
- ② 消防庁長官が定める基本指針〔第32条〕
- ③ 都道府県が定める推進計画及び都道府県知事の関与等〔第33条〕
- ④ 広域化対象市町村が作成する広域消防運営計画〔第34条〕
- ⑤ 広域化を推進するための国の援助等〔第35条〕

(2) 広域化の定義

- 消防の広域化は、2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することにより、消防の体制の整備及び確立を図るものである。
- なお、消防団は、災害時において地域に密着した消防防災活動を実施するという特性から広域化の対象とせず、広域化後も一市町村に一団を原則とする。

(3) 広域化対象市町村の組合せに関する基準

- 広域化の規模は、一般論としては消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。
- これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、 管轄人口の観点から言えば概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが 適当である。
- ただし、管轄面積の広狭、交通事情、島しょ部などの地理的条件や、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度等の地域の事情に対する十分な考慮が必要である。

(4) 消防の広域化のスケジュール

平成18年6月14日

『消防組織法の一部を改正する法律』公布・施行



平成18年7月12日

『市町村の消防の広域化に関する基本指針』告示 『消防広域化推進本部』の設置



- ・都道府県及び市町村に対する情報提供、相談体制の確保
- ・国民への広報及び普及啓発
- ・財政措置

平成19年度中

都道府県による『消防広域推進計画』の策定



- ・協議機関の設置等、関係者のコンセンサスの形成
- 市町村の意見の聴取
- ・知事による市町村相互間の調整及び情報提供等



広域化対象市町村による『広域消防運営計画』の作成



- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針
- ・消防本部の位置及び名称の決定
- ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携確保等

平成24年度末(推進計画策定後5年度以内)

消防の広域化の実現

第3 広域化の方式及び広域化対象市町村

1 広域化の方式

○ 都では、既に多摩地区の28市町村が東京都(消防組織法第27条第1項に定める都をいう。以下同じ。)へ消防事務を委託することにより広域化を図っていることを踏まえ、広域化対象市町村が、東京都へ消防事務を委託することにより、消防事務の広域化を図ることとする。

2 広域化対象市町村

○ 検討対象は、広域化が図られていない多摩の2市及び島しょの9町村とする。

(1) 消防広域化の観点

- 検討にあたっては次の点を考慮する。
- 「消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されるほか、 組織管理、財政運営等の観点からも望ましい」とする基本指針を踏まえる。
- また、管轄人口は概ね30万人以上の規模を一つの目標とするが、管轄面積 の広狭、交通事情、島しょ部などの地理的条件や、広域行政、地域の歴史、日 常生活圏、人口密度等の地域の事情に十分考慮する。

(2) 多摩2市についての検討

- 多摩の2市(東久留米市、稲城市)の管轄人口は、それぞれ広域化目標規模である30万人に満たない(表4)。
- 2市とも、東京都に消防事務を委託している3ないし4の市と隣接しており、 相互に迅速な部隊投入が可能である。(表4)。
- 2 市が広域化を図ることにより、一つの消防本部が23区及び多摩地区全体 を管轄することができ、次のようなメリットがある。
 - ア 統一的な指揮の下で効果的な部隊運用、現場到着時間の短縮などにより、 住民サービスが向上
 - イ 施設や無線設備等の重複投資が回避され、消防体制が効率化
 - ウ 組織・人員規模の拡大による人事ローテーションの適正化や、救急業務・ 予防業務の専門要員の育成により、消防体制の基盤が強化



○ 以上のことから、東久留米市及び稲城市の2市を広域化対象とする。

○ また、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、消防の広域化の相手方となる東京都についても、広域化対象市町村に位置づけるものとする。

表4 東久留米市・稲城市の人口等

(平成19年4月1日現在)

市名	人口	隣 接 市
東久留米市	115,696人	小平市、東村山市、清瀬市、西東京市
稲 城 市	79,865人	調布市、府中市、多摩市

(3)島しょ9町村についての検討

- 島しょの9町村(大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村)の管轄人口は、それぞれ広域化目標規模である 30万人に満たない(表5)。
- 島しょの9町村は、太平洋上南北1,000km余にわたり点在する伊豆諸島・ 小笠原諸島からなり、救急車、消防車などの車両が島しょ間を移動するには 交通上制約があり、火災などの災害時に他島や本土からの迅速な応援は困難で ある(表5)。
- また、広域化により、非常備の村が、消防団に加え常備化する場合には、広域化のメリットを実感できないまま、常備化分の経費負担が増え、財政に大きな影響を与える。



○ 島しょの9町村については、このような地理的条件、交通事情、財政規模など地域の事情を考慮し、この計画での広域化対象としない(表5)。

表5 島しょ町村の人口等

町村名	人口	東京から の距離	支庁管轄	交 通	歳出決算 (千円)
大 島 町	8,878人	109km		海路)東京・熱海〜大島 空路)羽田・調布〜大島	6, 392, 918
利 島 村	297人	134km		海路)東京・下田~利島	948, 415
新 島 村 (新島・式根島)	3, 122人	151km	- · · · ·	海路)東京・下田〜新島・式根島 新島〜式根島 空路)調布〜新島	3, 064, 855
神津島村	2,080人	172km		海路)東京・下田〜神津島 空路)調布〜神津島	2, 322, 159
三宅村	2,890人	179km	三宅支庁	海路)東京~三宅島 空路)羽田~三宅島(運休中)	6, 927, 031

御蔵島村	271人	199km		海路)	東京~御蔵島	974, 930
八丈町	8, 713人	287km	八丈市庁	海路) 空路)	東京〜八丈島 羽田・大島〜八丈島	6, 671, 513
青ヶ島村	198人	358km		海路)	八丈島~青ヶ島	1, 226, 655
小 笠 原 村 (父島・母島)	2, 399人	984km	小笠原支庁	海路)	東京~父島 父島~母島	3, 291, 697

※1:東京からの距離は都庁から各役場の緯度、経度差から計算式により算出

※2:人口は平成19年4月1日。歳出決算は平成17年度決算の歳出総額

3 広域化の時期

- 広域化の時期については、東久留米市が平成22年4月を、稲城市が平成24年度末までを、それぞれ目途とする。
- 都は、広域化を実現するため、東久留米市及び稲城市に対し、消防事務の東京 都への委託を促していく。

4 島しょ町村消防への支援

- 島しょ町村については、広域化の対象としないが、今後、島しょ町村の消防の 充実に係わる支援策等について検討を行う。
- なお、噴火などの大規模災害が発生した際は、東京消防庁と各町村が締結している協定に基づく応援を行うほか、これまでの大島や三宅島の噴火活動、新島・神津島近海地震などにおける対応と同様に東京都全体で対処していく。

第4 広域化後の市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保

1 消防団との連携確保

- 消防団は、災害時において地域に密着した消防防災活動を行うという特性から 広域化の対象とせず、消防の広域化後も従来どおり一市町村に一団となるため、 広域化後の消防本部と各市町村消防団との密接な連携の確保を図る必要がある。
- 都においては、現時点で、東京都が消防事務を受託している28市町村の消防 団と東京消防庁とが密接な連携をすでに確保している。
- 広域化後は、当該消防団の現状やこれまでの経験を踏まえたうえで、連絡調整 や訓練等を通じて、東京消防庁と各消防団との密接な連携を確保する。

2 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保

- 市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるため、広域化後、地域の実情に応じて消防本部と市町村の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要がある。
- 都においては、東京都が消防事務を受託している28市町村の防災・国民保護担当部局と東京消防庁が災害時等における連携について調整を図り、各市町村は地域防災計画や国民保護計画にその内容を定め、連携の確保に努めている。
- 広域化後も、地域の実情を踏まえるとともに、28市町村との連携策の現状を参考とし、各市の防災・国民保護担当部局と東京消防庁が協議のうえ、連携を確保する。

参考資料

1	消防組織法 ····································	2 0
2	市町村の消防の広域化に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
	(平成18年消防庁告示第33号)	
3	東京都消防広域化推進検討会議等	3 6
4	東京都消防広域化推進計画(案)への意見照会結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
5	出典一覧	3 9

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)

目 次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 国の行政機関(第二条-第五条)
- 第三章 地方公共団体の機関(第六条―第三十条)
- 第四章 市町村の消防の広域化(第三十一条-第三十五条)
- 第五章 各機関相互間の関係等(第三十六条-第五十二条)

附則

第一章 総則

(消防の任務)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。

第二章 国の行政機関

(消防庁)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

(消防庁長官)

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

(消防庁の任務及び所掌事務)

- **第四条** 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。
- 2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる 事務をつかさどる。
 - 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
 - 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項(都道府県の所掌に係るものを除く。)
 - 三 防火査察 (火災の調査を含む。)、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
 - 四 火災の調査に係る技術の向上及び火災の調査員の訓練に関する事項
 - 五 消防職員(消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。)及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項
 - 六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
 - 七 消防統計及び消防情報に関する事項
 - 八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項
 - 九 消防に関する試験及び研究に関する事項
 - 十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
 - 十一 消防思想の普及宣伝に関する事項
 - 十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項
 - 十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項
 - 十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項
 - 十五 防災計画に基づく消防に関する計画(第二十九条において「消防計画」という。)の基準 に関する事項

- 十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- 十七 救急業務の基準に関する事項
- 十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- 十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項
- 二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項
- 二十一 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)、大規模地震対策特別措置法 (昭和五十三年法律第七十三号)、原子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第百五十六号)、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号)及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十六年法律第二十七号)に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項
- 二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に 関する事項
- 二十三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号に規定する 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関す る事項
- 二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急 援助活動に関する事項
- 二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
- 二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項
- 二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消防庁に属さ せられた事項

(教育訓練機関)

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は 市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又 は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつか さどる教育訓練機関を置くことができる。

第三章 地方公共団体の機関

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

- **第九条** 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。
 - 一 消防本部
 - 二 消防署
 - 三 消防団

(消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

- 2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。 (消防職員)
- 第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。
- 2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。 (消防長)
- 第十二条 消防本部の長は、消防長とする。
- 2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

- 第十三条 消防署の長は、消防署長とする。
- 2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

- **第十五条** 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。
- 2 消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

(消防職員の身分取扱い等)

- **第十六条** 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この 法律に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるとこ ろによる。
- 2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町 村の規則で定める。

(消防職員委員会)

- **第十七条** 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。
 - 一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
 - 二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
 - 三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。
- 2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防 長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員(委員長として指名された消防職員及び消防長を 除く。)のうちから消防長が指名する。
- 4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団)

- 第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。
- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するもの とし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

- 第十九条 消防団に消防団員を置く。
- 2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

- 第二十条 消防団の長は、消防団長とする。
- 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、 市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

- **第二十三条** 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、 非常勤の消防団員については条例で定める。
- 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町 村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

- **第二十四条** 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町 村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこ れらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定 する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

- 第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。
- 2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区 の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

- **第二十九条** 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村 との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
 - 二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
 - 三 消防統計及び消防情報に関する事項
 - 四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
 - 五 消防思想の普及宣伝に関する事項
 - 六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
 - 七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
 - 八 市町村の消防の相互の応援に関する計画の作成の指導に関する事項
 - 九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
 - 十 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
 - 十一 消防に関する市街地の等級化に関する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属する事項

(都道府県の航空消防隊)

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空

機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

- 2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定める ところにより、航空消防隊を設けるものとする。

第四章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

- **第三十二条** 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
 - 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
 - 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

- 第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
 - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ
 - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
 - 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村 の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間に おける必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない
- 6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に 定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

- **第三十四条** 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画(以下この条及び次条第二項において「広域 消防運営計画」という。)を作成するものとする。
- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
 - 二 消防本部の位置及び名称
 - 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

- **第三十五条** 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
- 2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する 経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化 対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 各機関相互間の関係等

(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して 助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

(都道府県知事の勧告、指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(市町村の消防の相互の応援)

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。 2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(消防庁長官に対する消防統計等の報告)

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

(警察通信施設の使用)

- **第四十一条** 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。 (消防、警察及び関係機関の相互協力等)
- **第四十二条** 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。
- 2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に関係のある警察の指揮は、消防が行う。

(非常事態における都道府県知事の指示)

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

- **第四十四条** 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条において「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の 要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を 必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都 道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消 防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するも のとする。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関(第九条に規定する機関をいう。以下同じ。)の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。
- 4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法 第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で 二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊 な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認めら れる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当 該都道府県内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措 置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村 の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する 都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。
- 7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準 用する。

(緊急消防援助隊)

- **第四十五条** 緊急消防援助隊とは、前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、 又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又 は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。
- 2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊 の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これ を変更したときも、同様とする。

- 3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議 するものとする。
- 4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。
- 5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村 長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(国の負担及び補助)

- **第四十九条** 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加 し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及 び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。
- 2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれ を定める。

(国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有 財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法(昭 和二十二年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない 限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財 産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は 市町村に対し、無償で使用させることができる。

(消防学校等)

- **第五十一条** 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。
- 2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に 又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置するこ とができる。
- 3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の 訓練を行うために訓練機関を設置することができる。
- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。 (教育訓練の機会)
- **第五十二条** 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、 その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会 が与えられなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該 防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

(恩給法等の準用)

- 第二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。)には、これを同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。
- 2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員 で次に掲げるものをいう。一消防士長又は消防士である消防吏員二消防司令補である消防吏員三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員四前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機 関の職員又は市町村の消防職員
- 3 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)による改正前の警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則(平成十八年法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法(以下「新法」という。)第十六条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化(以下この条において「広域化」という。)を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であった者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

(消防法の一部改正)

第三条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「第十八条の三第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第十条の二中「第十八条の三第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第三十五条の八第二項中「第二十一条」を「第三十九条」に改める。

(電波法の一部改正)

第四条 (略)

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第五条 (略)

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条の八」を「第二十五条」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正) 第七条 (略)

市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成十八年消防庁告示第三十三号)

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保 等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の 体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリット を実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が 期待される。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、 市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十 六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化が十分に進んだと は言い難い状況にある。

また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1)消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発

広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、 また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等 について、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は情報提供し、関係者における広域化に関 する理解の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

(5) 財政措置

都道府県に対して、推進計画の策定に要する経費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村(以下「広域化対象市町村等」という。)に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、市町村の消防の広域化の状況を踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとする。

- ① 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。)に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及び臨時に増加する行政に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- ② 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づき平成二十四年度までに行われるものに限る。)に伴い、消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。)に伴う消防庁舎の整備(②に係る事業を除く。)に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。
- ④ 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等の ための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財 政措置を講ずる。
- ⑤ 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する 経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、

- 一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。
- (1) 都道府県の推進計画の策定の期限 都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成 十九年度中には定めること。
- (2) 市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、 推進計画策定後五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 次のような事項に留意して定めること。
 - ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
 - ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
 - ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し 次のような事項に留意して定めること。
 - ① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
 - ② さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の 進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村 の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
- (3) 広域化対象市町村の組合せ
 - 本指針三、2に基づき定めること。
- (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項 本指針三、3に基づき定めること。
- (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項 本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
- (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項 本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその 組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の 必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」という。)との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

(1)組合の方式による場合

① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等 に係る基本的なルール

- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。
- (2) 事務委託の方式による場合
 - ① 委託料に係る基本的なルール
 - ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防 災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例

的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十 四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の 防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

東京都消防広域化推進検討会議

1 設置の目的

消防組織法第32条第1項の規定に基づく「市町村の消防の広域化に関する基本 指針(平成18年消防庁告示第33号)」により、各都道府県は平成19年度中に推 進計画を定めることとされている。

このことから、東京都における推進計画を定めるため、東京都及び各消防本部(島しょを除く。)の代表を構成員とする「東京都消防広域化推進検討会議」を設置し、検討を行う。

2 会議メンバー

東京消防庁企画調整部参事兼企画課長 東京消防庁企画調整部企画課計画係長 東久留米市消防本部総務課長 東久留米市消防本部総務課総務係長 稲城市消防本部総務課長 稲城市消防本部総務課主査 東京都総務局総合防災部防災管理課長 東京都総務局総合防災部防災管理課消防係長

3 会議開催経過

平成19年11月27日 第1回東京都消防広域化推進検討会議開催

〔議 題〕

- 1 市町村消防の広域化について
- 2 今後の予定等について

平成20年 2月26日 第2回東京都消防広域化推進検討会議開催

〔議 題〕

- 1 東京都消防広域化推進計画(案)について
- 2 今後の予定等について(案に対する意見照会)

東京都消防広域化推進計画(案)への意見照会

消防組織法第33条第3項の規定の基づき、島しょの各町村から意見を聴くため「東京都消防広域化推進計画(案)への意見について」(平成20年2月27日付19総防管第1874号)により各島しょ町村長あて意見を照会した。

東京都消防広域化推進計画(案)への意見照会結果

消防本部・町村名	計画(案)に対する意見
東京消防庁	計画の内容については、「意見なし」とするが、広域化が円滑に推進されることを強く望む。
東久留米市消防本部	現在、東久留米市は消防の事務を東京都に委託することで、東京都と事前協議を進めており、東京都消防広域化推進計画(案)に対する意見はありません。東京都消防広域化推進計画(案)により進めていただきますようお願い致します。
稲城市消防本部	本市は平成18年3月に第二次稲城市消防基本計画を策定し、平成18年度より概ね10年間は、市単独消防を推進するとの計画を策定しております。このことから、特に本計画(案)に対する意見はありません。
大 島 町	大島町に関しましては意見等はございません
利 島 村	特に意見はございません。
新 島 村	東京直下型地震などの大規模災害に対応するためには、消防本部の規模が大きいほうがよいと思われます。また、組織管理、財政運営等の観点からもこの度の消防の広域化の推進計画は望ましいと思います。
神 津 島 村	案に書かれておりますが、本村では離島ということもあり広域化のメリットが受けられません。しかし「島しょ町村消防への支援」として書かれている育成や訓練などについて、少ない人材を有効に活かす為には大変役に立つと思われます。このようなことが実行されるよう村としてもお願い致します。
三 宅 村	意見はありません
御 蔵 島 村	特になし。

消防本部・町村名	計画(案)に対する意見
八丈町	八丈町は、東京都消防広域化推進計画全般及び島しょ消防への支援計画について賛同いたします。また、当計画案に対し次の点を要望いたします。 1 東京消防庁へりの運用範囲を広げていただきたい。 現在八丈町では、当町医療機関で処置困難な傷病者を都内医療機関へ搬送するにあたり、緊急へりを要請しているところですが搬送時間が長時間かかり、急を要する患者に不利な状況にあります。そこで、八丈島空港での消防防災へりの常置をご検討いただきたい。
青 ヶ 島 村	特にありません
小笠原村	計画案のうち、「島しょ町村消防への支援」のあり方について以下のように要望する。 小笠原村は本土から 1,000 キロメートルも離れた超遠隔離島であり、最も近い島(八丈島・青ヶ島)からもおよそ 700 キロメートルもの距離がある。そのため、他の島しょ地域と同列に考えるのではなく、独自の支援・協力体制が必要と考える。 地震・津波、台風などの自然災害や大規模火災の発生時など、本村の消防力単独では対応しきれない場合における有効な支援策等の検討や、各種要請・訓練の拡充をお願いしたい。

[出典一覧]

消防年報〔東京都版〕〈表2、図2、図3、図4、図5、図7、図8〉

住民基本台帳による世帯と人口〈表2、表5〉

東京都区市町村年報〈表2、表5〉

東京消防庁統計書〈図3〉

危険物規制事務調查(図6)

平成18年度消防施設整備計画実態調查〈表3〉

東京都統計年鑑〈図9、表5〉

東京都区市町村別人口の予測(図10)

消防広域化推進関係資料集[総務省消防庁](図11)